

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2019 年 9 月 2 日

ヒューリック株式会社  
日本ビューホテル株式会社

2019年9月2日

## 株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号  
ヒューリック株式会社  
代表取締役社長 吉留 学

東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
日本ビューホテル株式会社  
代表取締役社長 遠藤 由明

ヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」といいます。）及び日本ビューホテル株式会社（以下「日本ビューホテル」といいます。）は、2019年6月7日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2019年9月1日を効力発生日として、ヒューリックを株式交換完全親会社、日本ビューホテルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2019年9月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに同第785条、同第787条及び同第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - ・ 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行った日本ビューホテルの株主はおりませんでした。
  - ・ 会社法第785条の規定による手続の経過  
日本ビューホテルは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項に従い、2019年8月9日付で日本ビューホテルの株主に対して、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるヒューリックの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第785条第1

項に基づく株式の買取請求を行った日本ビューホテルの株主はおりませんでした。

- ・ 会社法第 787 条の規定による手続の経過

日本ビューホテルは、会社法第 787 条第 3 項に従い、2019 年 8 月 9 日までに日本ビューホテルの新株予約権者に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるヒューリックの商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第 787 条第 1 項に基づく新株予約権の買取請求を行った日本ビューホテルの新株予約権者はおりませんでした。

- ・ 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに同第 797 条及び同第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- ・ 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

ヒューリックは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

- ・ 会社法第 797 条の規定による手続の経過

ヒューリックは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2019 年 8 月 9 日付でヒューリックの株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である日本ビューホテルの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、ヒューリックは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

- ・ 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりヒューリックに移転した日本ビューホテルの株式の数は、本株式交換によりヒューリックが日本ビューホテルの発行済株式（但し、ヒューリックが保有

する日本ビューホテルの株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の日本ビューホテルの発行済株式総数からヒューリックが保有する日本ビューホテルの株式の数を除外した6,907,939株であります。なお、上記発行済株式総数は、後記5.記載の自己株式の消却後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)

- ・ ヒューリックは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したヒューリックの株主(当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。)はおりませんでした。
- ・ 日本ビューホテルは、会社法第783条第1項の規定により、2019年7月25日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- ・ ヒューリックは、本株式交換により、基準時の日本ビューホテルの株主(但し、ヒューリックを除きます。)に対し、その所有する日本ビューホテルの普通株式1株につき1.57株の割合をもってヒューリックの普通株式を割当交付いたしました。なお、ヒューリックが割当交付したヒューリックの普通株式の合計は10,845,464株です。
- ・ 日本ビューホテルの普通株式は、株式会社東京証券取引所において2019年8月29日付で上場廃止となりました。
- ・ 本株式交換により増加するヒューリックの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
  - (1)資本金の額 : 0円
  - (2)資本準備金の額 : 会社計算規則第39条に従いヒューリックが別途定める額
  - (3)利益準備金の額 : 0円
- ・ 日本ビューホテルは、2019年7月25日付の取締役会決議により、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において日本ビューホテルが保有していた自己株式297,630株の全てを消却しております。
- ・ 日本ビューホテルは、発行済みの新株予約権につき、本株式交換に伴い、当該新株予約権の新株予約権者との合意に基づき有償で取得した上で、2019年7月25日付の取締役会決議により、同年8月31日付で、同日において日本ビューホテルが保

有していた新株予約権 510,000 個の全部を消却しております。

以上